

新型インフルエンザ等行動計画 北多摩南部保健医療圏 6市検討会設置要領

平成25年11月6日

(目的)

第1 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市町村行動計画を作成するにあたり、北多摩南部保健医療圏域の6市で構成する北多摩南部保健医療圏6市検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 検討会は、市町村新型インフルエンザ等行動計画を整備することについて必要な事項を協議するものとする。

(構成)

第3 検討会は、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市の6市の新型インフルエンザ等行動計画作成担当者及び多摩府中保健所の職員で構成し、必要に応じて学識経験者等の参加ができるものとする。

(会長)

第4 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第5 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、保健衛生担当課長会第5ブロック幹事市（平成25年度府中市）において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか検討会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成25年11月6日から施行する。

別 表

武蔵野市	健康福祉部 健康課長	菅原 誠治
三鷹市	健康福祉部 健康推進課長	佐野 光昭
※1 府中市	福祉保健部 健康推進課長	横道 淳子
※2 調布市	福祉健康部 健康推進課長	涌田 俊幸
小金井市	福祉保健部 健康課長	高橋 啓之
狛江市	福祉保健部 健康推進課長	高野 義彦
多摩府中保健所	企画調整課長 保健対策課長	近藤 透 播磨 あかね

※1 平成25年度 保健衛生担当課長会第5ブロック 幹事市

※2 平成26年度 // //